






海外の公共放送のインターネット関連業務について

平成25年6月5日
事務局

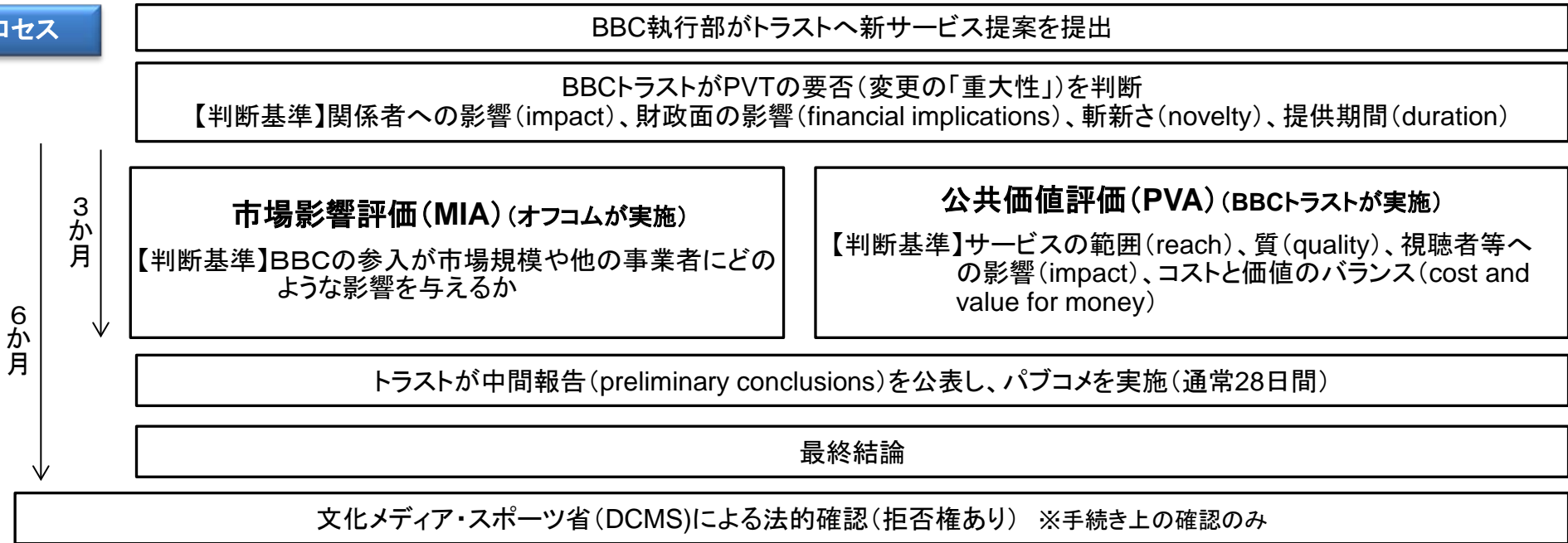
諸外国の公共放送のインターネット関連業務の概要

		英国 	仏国 	独国 	韓国 	日本 
公共放送		BBC (英国放送協会)	フランステレビジョン	ARD(ドイツ公共放送連盟) ZDF(第2ドイツテレビ)	KBS (韓国放送公社)	NHK
業務範囲に係る規律 (インターネット関連業務の規定)		特許状及び協定書 (特許状第5条、 協定書第11条)	視聴覚法及び 条件明細書 (視聴覚法第44条、 条件明細書第1条)	放送州間協定 (第11a条)	放送法 (規定なし)	放送法 (第20条)
インターネット関連業務の位置づけ		必須業務	必須業務	必須業務	—	任意業務
同時配信	実施状況	○	○	○	○	△ ※ラジオ、国際放送
	料金	無料 ※ PCのみで同時配信コンテンツを視聴する者は受信許可料の対象。	無料	無料	無料	無料
オンデマンド(VOD)	実施状況	○	○	○	○	○
	料金	無料	無料 ※ 放送終了後7日まで	無料	無料	有料/無料
	配信期間	原則、放送終了後7日間 ※ 8日以降も視聴可能な番組もあるが、ドキュメンタリー中心。	放送終了後8日目以降は配信数を限定して有料で提供 ※ 8日目以降の有料提供では、民間VODサービスと同様に、FTの番組だけでなく映画やスポーツ番組も提供。	原則、放送終了後7日間 ※ 以下については、上記と異なる配信期間を設定。 特定スポーツ試合: 24時間 ドラマ: 3ヶ月 ドキュメンタリー: 1年 教養番組: 5年 現代文化史的番組: 無期限	放送終了後2週間: 高画質で提供(360kbps) 3週間目以降: 低画質で提供(128kbps)	<NHKオンデマンド> (有料提供) ・見逃し番組: 放送終了後1~3週間程度 ・特選ライブラリー: 期間の定めなし <NHKオンライン> (無料提供) 原則、放送終了後1か月程度

①概要

根拠	2007年特許状・協定書
導入経緯	BBCの過度の業務拡大を抑制するため、2007年特許状更新時(インターネット関連業務を必須業務に位置づけ。)にBBCトラストによるBBCの業務範囲に関する規定を導入
審査主体	BBCトラスト(委員10名、事務局は60名程度) ※市場影響評価についてはオフコム(英国情報通信庁)が実施
審査対象	(オンラインサービスに限定されない)サービスの「重大な」変更(新規導入・廃止含む)
事後チェック	トラストが「サービスレビュー」を少なくとも5年に一度実施。見直しの結果「重大な」変更を行う場合は、PVTを再度実施。

②プロセス



③指摘されている課題・問題点

- 審査に長期間(6か月程度)かかる。
 - 1回あたり7千万~1億円程度のコストがかかる。
 - 審査を行うBBCトラストの負担が大きい。
-
- 2009年以降、PVTは実施されていない。

①提案の内容

①キャッチアップTV(過去1週間分のオンデマンドサービス) ②インターネット同時配信 ③ラジオ番組のダウンロードサービス

②評価結果

MIA:06年9月～07年1月

- オンデマンド視聴は、今後5年間でテレビ視聴時間全体の3%を占め、その半分は本サービスを含む新たな視聴形態により生み出された需要だと考えられ、**市場拡大に大きな効果がある**と予測。
- しかし、オンデマンドサービス導入は**他のサービス事業者のVOD利用数を10-15%減少させ**、5年後には2000万ポンド程度の生産者余剰が失われると見込まれる。
- そのため、参入に関しては他の商業サービスとの競争性を考慮し、いくつかの条件を提示
 - a. シリーズスタッキング(原則7日間の提供期間を連続番組の場合には過去7回分まで遡って提供できる特例措置)の制限
 - b. オンデマンド配信コンテンツのダウンロード保存期間の制限
 - c. ③について、本の朗読等を範囲外とすること

PVA:06年9月～07年1月

- 各考慮事項の評価(低・中・高により評価(オンデマンドサービスを下記に記載))
 - ・**質:低**。ダウンロード速度が限定されるため、画質を落とさざるを得ない。
 - ・**範囲、影響:高**。視聴者にとって、視聴時間帯の柔軟化や今まで見る機会がなかったマイナー番組の視聴機会増加に資する。本サービスのトライアルに参加した人の60%～70%は本サービスが「使いやすい」と評価。
 - ・**コストと価値のバランス:高**。コストは多少増加する(全支出の0.8%)が、サービス導入により、既存視聴者の視聴機会の増加に加え、将来の視聴者数減少を防ぐ効果もあり、放送サービスの中で番組の質向上により同様の効果を挙げる方法に比べると、コストパフォーマンスのいい手段である。
- 上記評価を総合し、提案は、視聴者がBBCの番組をより手軽に利用可能にするものであり、**大きな公共価値をもたらすもの**であると結論。
- 一方、価値のさらなる増大のためいくつかの検討事項を提示(①について、ダウンロード保存期間の制限、シリーズスタッキングの制限等)

中間報告:07年1月31日

- MIAとPVAの評価を考慮した結果、**新サービスについて、「条件付き承認」と結論**
- 条件内容:
 - ・①について、ダウンロード後の保存期間について具体化(30日間)、シリーズ・スタッキングに対し詳細な定義をすること。
 - ・③について、本の朗読等はサービス対象外とすること。

最終結論:07年4月30日

パブコメ実施(07年3月28日締切)

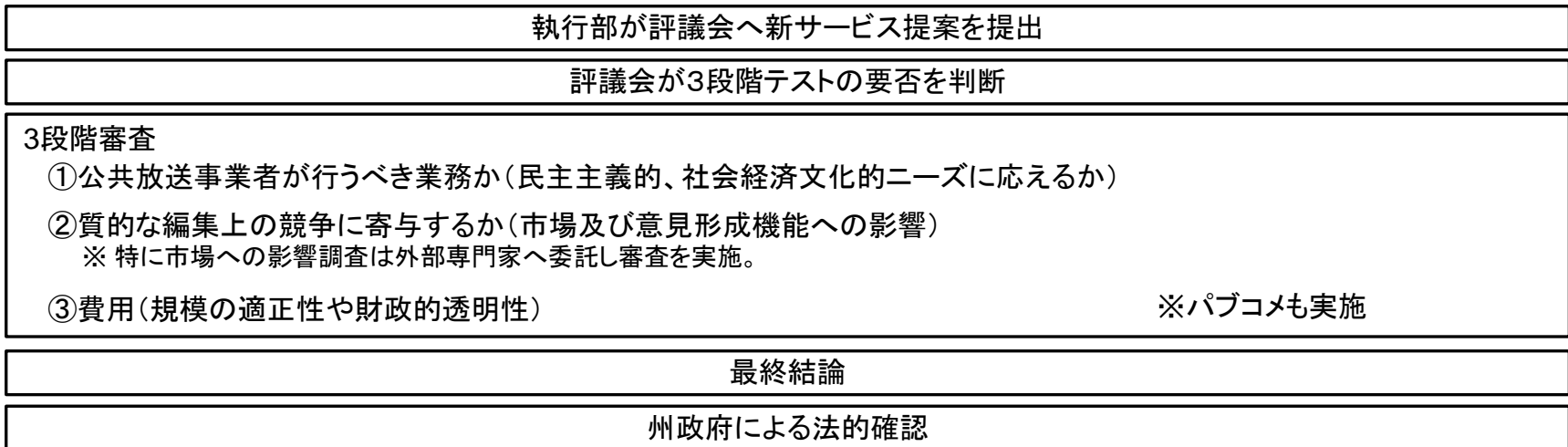
- **新サービスについて、正式に「条件付き承認」と結論**
- 条件内容: ※中間報告から次の点を修正
 - ・①について、シリーズスタッキングが適用される番組は、オンデマンドで提供される全コンテンツ数のうちの**年間15%に制限し**、
 - ・執行部はシリーズスタッキングに関する指針を設定し、1年後にトラストによる見直しを受けること。

サービス開始:07年12月25日

①概要

根拠	放送州間協定
導入経緯	公共放送事業者のインターネット業務拡大に対する民間事業者（民放・プレス）の反発を受け、 公共放送のインターネット関連業務の範囲を明確化 するために、2009年施行の放送州間協定（第12次改定）で導入
審査主体	<ul style="list-style-type: none"> • ARD: 加盟する各州公共放送協会の評議会（監督機関）（評議員数十名～最大47名規模、事務局はそれぞれ数名規模） • ZDF: 評議会（監督機関）（評議員77名、事務局は数名規模）
審査対象	インターネット関連業務のうち、オンデマンド配信サービス（テレメディア）の一部のみ（同時配信は含まれない）。
事後チェック	<ul style="list-style-type: none"> • 評議会への1年又は2年ごとの任務達成状況報告。 • サービス経費（オンデマンド経費）が支出全体の10%を超えた場合は、再度3段階審査を実施。

②プロセス



3段階審査

- ① 公共放送事業者が行うべき業務か（民主主義的、社会経済文化的ニーズに応えるか）
- ② 質的な編集上の競争に寄与するか（市場及び意見形成機能への影響）
※ 特に市場への影響調査は外部専門家へ委託し審査を実施。
- ③ 費用（規模の適正性や財政的透明性） ※パブコメも実施

最終結論

州政府による法的確認

③指摘されている課題・問題点

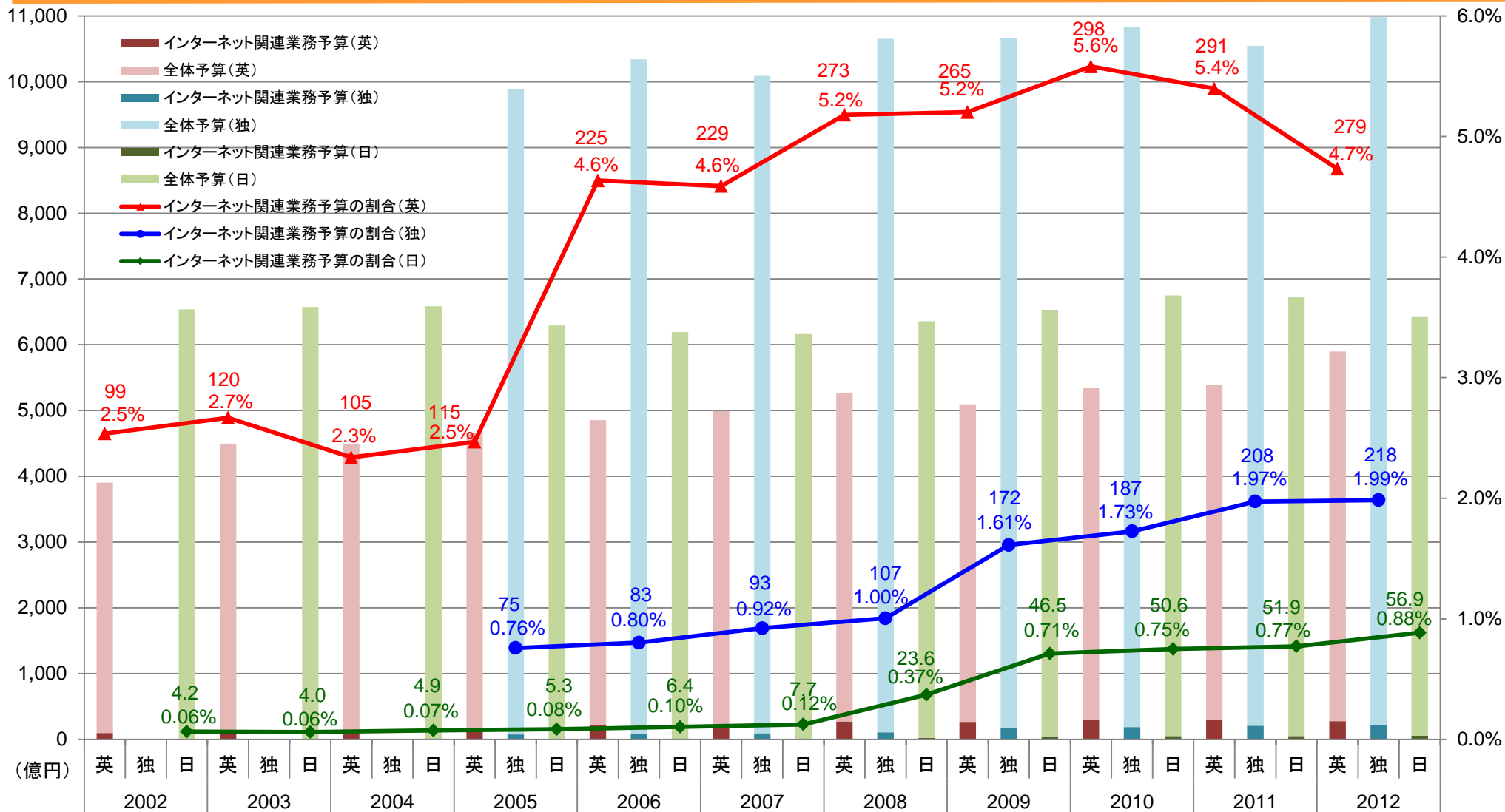
公共放送側からの指摘

- 審査に多額のコストがかかる（約1.5億円（ZDF））。
- 事務局規模の小さい監督機関にとって、重い負担となる。

民間事業者からの指摘

- 公共放送の事業体内部の監督機関が審査を行うため、客観性に欠ける。
- 内部の監督機関に、市場への影響調査を含めた複雑な審査をする能力があるのか疑問。

英・独・日の公共放送のインターネット関連業務予算比較



<インターネット関連業務予算の内訳> (※1:国際放送番組の配信を除く、※2:2012年は予算値)

【英】

2000年: BBC Online (ワールドサービスを除く)
 2001、2002年: BBCi on the internet
 2003、2004年: bbc.co.uk 及び Digital Curriculum

2005、2006年: bbc.co.uk 及び BBC jam
 2007年以降: Online

【独】

2008年以前: 番組配信サイト (Mediathek)
 (ARDの同時配信を除く)
 2009年以降: テレメディアのみ
 (=同時配信を除く)

【日】

2007年以前: 旧放送法第9条第2項に基づく附帯業務として実施する業務
 2008年以降: 放送法第20条第2項第2号に基づく業務 (有料 (NOD) 及び無料)

- (参考1) 英・仏・独国における公共放送のインターネット関連業務の「業務範囲」の規定ぶり
- (参考2) 英・独国における公共放送のインターネット関連業務の「審査プロセス」の規定ぶり

【英国】

※全て仮訳

特許状第5条

第1項 BBCの主たる活動は、テレビ、ラジオ、オンライン等の手段を用いて、情報、教育及び娯楽からなるコンテンツの提供を通じて「公共目的」を促進するものでなければならない。

協定書(※)第11条

第1項 BBCは次に掲げるサービスをBBC公共サービスとして提供することを確保する。

第5項 オンラインサービスとして、BBCオンライン:BBCの公共目的全体に適うコンテンツを伴い、また、BBC iPlayerを含む包括的オンラインコンテンツサービス

※文化メディア・スポーツ省 (DCMS)とBBCとの協定

【仏国】

視聴覚法第44条

第1項 フランス・テレビジョン(France Télévision)は、全国的、地方的及び地域的な性格を有するテレビ・サービスならびに海外ラジオ・サービスを起案し番組編成を行なうことを任務とする。同社はまた、第43-11条及び同社の条件明細書に定める任務に対応したオンデマンド式視聴覚メディア・サービスを含む視聴覚通信サービスをも編集・配信する。(略)

(注) 番組のネット同時配信は、「テレビ・サービス」に該当する。

同法第2条「公衆全体又は特定のカテゴリーの公衆により同時に受信されることを目的とし、その主たる番組が画像と音声からなる秩序立った連続により構成された、電子的手段による公衆向け通信サービスのすべては、テレビ・サービスとみなされる。」

条件明細書(※)

第1条

フランステレビジョンは、全国放送、地方放送、及び地域放送のテレビ番組並びに海外向けラジオ番組を企画し編成する。同様に、一般に利用できる、オンデマンド視聴覚メディアサービスを提供する。

第22条(オンデマンド視聴覚メディアサービス)

フランステレビジョンは、(略)特にオンデマンド視聴覚メディアサービスを企画し、利用可能とする。(略)

フランステレビジョンは、特に大衆に対してテレビですでに放送された番組を再び見ることができるよう、テレビ番組の再放送を提供する。フランス本国において地上アナログ方式によるテレビ番組の放送が終了した後は、フランステレビジョンによって放送される全てのテレビ番組は、映画作品及び、場合によっては、スポーツ番組を除いて、最初に放送されてから最低7日間は無料で視聴することができる。

※文化コミュニケーション省がフランステレビジョンに対して、業務実施に当たっての条件をまとめたもの(政令)

【独国】



※全て仮訳

放送州間協定

第2条 概念規定

(1) 放送(Rundfunk)とは、電磁波振動を用いての一方向的な情報・コミュニケーションサービスで、公衆に向け同時に受信されることを目的とした特定のイベントおよび番組計画にそった動画や音声のサービスの広範囲な送信を指す。この概念は暗号化されて放送されるサービス、または特別の料金と引き換えに受信可能な番組も含む。テレメディアとは、電気通信法第3条第24項に規定する電気通信サービス、同法第3条第25項に規定する電気通信支援サービス、放送以外の全ての情報通信サービスである。

第11a条第1項 公共放送のサービスとは、本州間協定およびその時々々の州法による規制に従った放送番組(ラジオ番組およびテレビ番組)とテレメディアをさす。

第11d条 テレメディア

(1) ARD加盟の州放送団体、ZDFおよびドイツラントラジオは、ジャーナリズム的制作・編集によるテレメディアを提供する。

(2) 第1項に準拠した任務は、以下のようなサービスからなる。

1. 放送から7日間のネット配信、第4条第2項に準じたビックイベントおよびサッカー・ブンデスリーガ1部、2部の試合については放送から24時間までのネット配信、
2. 放送から7日までの間(に提供されるものであって)、実際の番組(Sendung)に内容的および時間的に関係するもの。但し、実際の放送に使用された資料(素材)や情報源(出典)が引用され、また、当該テレメディア(サービス)がテーマ的かつ内容的にその番組を支え、掘り下げ、付随する場合であって、(当該テレメディアが)第11f条第3項に基づく独立したテレメディアを意味しない場合に限る。番組に関係するこれらのテレメディアは、第11f条第1項に拠り、テレメディア・コンセプトに記載される。予告は認められる。
3. (第11d条第2項)第1文第1項の前半部分(訳注:「放送から7日までの間(に提供されるもの)」を意味している。)及び第2項で述べられた期間終了後の番組および番組に関連するテレメディア。第11f条により実施される手続の基準により、番組に関連のない(と判断される)テレメディア、例えばテレメディア・コンセプトの中で、サービスに対応した配信期限を定めなければならない、また番組に関連のない、新聞・雑誌類似のサービスは、許可されない。
4. 第11f条の基準に基づき作成されるテレメディアコンセプトに適合した現代史および文化史的な内容を有する時間的制限のないアーカイブ。その他、第16a条から第16e条の規定は影響を受けない。

(3) (略)番組関連のテレメディアの場合、特定の番組に関する時間的、内容的な関連が、当該コンテンツの中で示されなければならない。

【独国】(つづき) 

※全て仮訳

第11d条

(5) 宣伝、寄付はテレメディアにおいて許可されない。委託番組ではない購入娯楽映画および購入テレビシリーズ続編のインターネット配信サービスは許可されない。テレメディアでは、どこでもアクセス可能なローカルな報道は許可されない。本州間協定の付属書類の中で挙げたサービス形式は、テレメディアでは許可されない。

付属書類(公共放送のテレメディアのネガティブリスト) 主なもの

- ・広告ポータル、広告、小規模広告
- ・民法典第762条にいう賭け事
- ・他者が商業的に制作した音楽のダウンロード

【英国】 

※全て仮訳

OBBC協定書

第24条. 公共価値テスト

第1項 公共価値テストはそれにより公共価値と市場影響を考慮する手段である。

第2項 25条は公共価値テストが適用されなければならない場合を説明し、26条から31条はテストを適用した時に何が起きるかを説明する。

第25条. 公共価値テストを適用しなければならない場合

第1項 公共価値テストはBBCのサービス(UK Public Service)に重大な変更(新サービスの導入またはサービスの停止を含む場合がある)を加える決定を下す前に適用されなければならない。

第2項 変更の提案がこの重要性の基準を満足するかどうかは、トラストが判断する問題である。その判断を下すにあたり、トラストは次の考慮事項を考慮しなければならない。

(a) 影響——その変更がどの程度関連ユーザーやその他の者に影響するか。

(b) その変更が財政に及ぼす影響。

(c) 斬新さ——まだ実証されていないBBCの新たな活動分野において、その変化がBBCにどの程度影響するか。

(d) 存続期間——そのサービスはどの程度続くか。

第26条 公共価値テストの適用方法

第1項 公共価値テストの適用は幾つかの要素を必要とする。

第2項 第1の要素は公共価値評価である(28条参照)。

第3項 第2は市場影響評価である(30条参照)。

第4項 トラストは、公共価値評価と市場影響評価の結果を検討し、変更案に関する暫定的な結論に達しなければならない。


第5項 トラストは、それらの評価を公表しなければならない。

第6項 トラストは、第4項に基づいて到達した暫定的結論について協議し、提案された変更を加えるべきかについて最終結論に達しなければならない。特に、トラストは変更を加えるべきと結論する前に、市場に及ぼされるかもしれない有害な影響は、変更による公共価値の可能性を考えれば正当化されると確信しなければならない。

第27条 公共価値テストの期限

第1項 公共価値テストはトラストがその適用を決めた日から6か月以内に終了しなければならない。

第2項 トラストは、状況から適切である場合、その裁量でその期間の延長を認めることができる。

【英国】(つづき) 

※全て仮訳

OBBC協定書

第28条 公共価値評価

第1項 公共価値評価の目的は変更案による公共価値の可能性を見極めることである。

第2項 一般に、公共価値評価は次の要素の評価を含まなければならない。

(a) 受信許可料の支払者が個人として変更案に置く価値。

(b) 変更案がBBCの公益目的への貢献を通じて、社会全体にもたらす価値。(略)

(c) 変更案に係る費用対効果(Value For Money)。(その変更が加えられなかった場合の財政上の潜在的影響を含む)

第3項 可能性のある、または潜在的な公共価値の性質は変更案の性質により大幅に異なるので、トラストは最初から非常に慎重に以下を検討しなければならない。

(a) 関係があるかもしれない公共価値の側面。

(b) それらの側面をいかに探究し、評価するか(ただし、必ずパブリック・コンサルテーションを含む)。

第30条 市場影響評価

第1項 公共価値テストが適用される場合はいつでも、オフコムは市場影響評価を提供する責任がある。

第2項 オフコムは自らが行った評価または第三者に委託した評価のいずれかを提供することにより、その責任を果たすことができる。

第3項 そのような評価はトラストとオフコムの間で合意された方法に従って行われ、提供されなければならない。また、

(a) その「方法」においては、重大な変更とその潜在的な市場に係わる影響の規模と範囲について、市場影響評価を規定しなければならない。

(b)・(c) (略)

第5項 オフコムが本条に基づいて行うこと、さらに第三者が委託された市場影響評価に関する第三者の作業は合同運営グループにより監督される。ただし、評価の実際の結果は依然としてオフコムの判断に委ねられる。

第31条 市場影響評価の期限

第1項 市場影響評価は委任事項が合同運営グループにより定められた日から3か月以内に終了しなければならない。

第2項 同グループは、状況から適切とされる場合は、その裁量でその期間を延長することができる。

【英国】(つづき) 

※全て仮訳

OBBC協定書

第33条 新サービスに関連した大臣の任務

第1項 新サービスの導入の提案は、大臣による手続上の拒否権の対象となる。

第2項 新サービスの導入前に、BBCトラストは次のことをし、およびされなければならない。

(a) 提案について大臣に通知した。

(b) 大臣が手続上の拒否権を行使するつもりのないことを大臣から知らされた。

第3項 手続上の拒否権を行使するかどうかを検討するにあたり、大臣の任務は限定されたものである。大臣は提案の実際の長所に関心はなく、新サービスを導入するトラストの決定に際し、特許状および協定書の要件に一致する適切なプロセスに従って、決定に至ったかどうかに関心がある。

第4項 本条の適用上、「新サービスの導入」とは既存ライセンスの修正ではなく、新サービスのライセンスにより認可しようとトラストが提案するものをいう。

(注)

PVTのプロセス、PVAの詳細については、トラストが作成した「PVTガイドライン(PVT Guidance on the conduct of the PVT)」に記載。

また、MIAの詳細については、トラストの合意のもとオフコムが作成した「Methodology for market Impact Assessments of BBC services」に記載。

【独国】 

※全て仮訳

○放送州間協定

第11f条 テレメディア・コンセプトおよび新しいテレメディアあるいはその変更

第1項 ARD加盟の州放送協会、ZDFおよびドイツラントラジオは、テレメディアのコンテンツ(第11d条第2項第1文の第3号および第4号に限る)の調整を具体化し、サービス計画の対象層、コンテンツ、調整、保存期間について仔細に説明する。

第3項 審査を受ける必要性のある新しいテレメディアの対象は、ARD加盟の州放送協会、ZDFおよびドイツラントラジオが規約・指針において定めている基準によらなければならない。(略)

第4項 第1項に基づいて、新しいサービスあるいは既存のサービスの変更を立案した場合、放送事業者はその所轄の評議会に対し、立案された新しいサービスあるいはサービスの変更が放送任務に対応していることを説明しなければならない。その際、以下のような証明をする必要がある。

1. どの程度そのサービスが社会の持つ民主主義的、社会的、文化的なニーズに対応したものかどうか、
2. どの程度、そのサービスが質的に、新聞雑誌との競争にあずかるか
3. そのサービスにどの程度の財政的な出費が必要となるか。

その際、自由にアクセス可能な既存サービスの量と質、立案されたサービスが当該市場におよぼす影響力、そのサービスがもつ意見形成機能について、既存の比較可能なサービスを考慮にいれる必要がある。併せて、サービス期間の見込みも説明しなければならない。

第5項 第4項の要件に関し、新しいサービスあるいはサービス変更の開始前に、適切なやり方で一特にインターネットで、担当評議会によってパブリックコメントの機会があたえられる。パブコメは計画発表後、少なくとも6週間以内に行われる。担当評議会は、パブコメを調査しなければならない。担当評議会は、決定を導くため、外部の専門家による鑑定的助言を当該放送団体の負担で依頼することができる。(略) 鑑定者の名前は公表されなければならない。(略)

第6項 新しいサービスあるいはサービス変更の開始が、第4項の要件に対応しているかどうかの決定は、評議会メンバーの3分の2以上の出席者の中の過半数、少なくとも、担当評議会の法定メンバーの過半数が必要である。決定は理由をあげて説明されなければならない。(略) 当該放送団体は、計画公表の場合と同じ方法で、企業秘密を守りつつ、調査結果および入手した鑑定書を公表しなければならない。

第7項 合法性を監督する担当官庁に対し、公表前に合法性の監督調査に必要な全ての情報を与え、資料を送らなければならない。第5項および第6項による手続き終了後、さらに合法性の監督官庁の調査後、新しいサービス、あるいはサービスの変更の説明を当該州の官報上で公表しなければならない。